

歯科訪問診療車両

警察署長の「駐車許可」

申請方法について

国は超高齢社会到来を踏まえて、医療・介護分野において「病院完結型」から「地域完結型」への移行を示し、「地域包括ケアシステム」の構想を推進している。高齢者については通院が困難になるケースが増えていることから在宅歯科診療へのニーズはますます高まるが、重い歯科診療機器や器材を持ち運ばなければならない歯科訪問診療では、患者近くに診療車の駐車不可となる。歯科訪問診療に活用できる管轄の警察署が許可する「署長の駐車許可」について、申請方法を紹介する。

〈駐車許可とは〉

駐車許可とは、駐車場所、用途及び駐車可能な管轄する警察署長が許可するもの。場所の有無等につき、審査を要するものである。

がある場合において、申請に係る駐車の日時、場所、用途及び駐車可能な管轄する警察署長が許可するもの。場所の有無等につき、審査を要するものである。

【申請場所】駐車しようとする場所を管轄する警察署の交通課

【様式名称】駐車許可申請書(様式第1号の11)

【受付期間】月々金(9時~17時45分)

【必要書類等】駐車許可申請書(図1)、駐車許可日時場所等指定書(図2)、駐車許可申請場所及びその周辺の図面(Googleマップ地図可)(図3)、駐車許可申請に係る理由を疎明する書面(コピー)、主

たる運転手の運転免許証(コピー)、車検証(コピー)、印鑑(認印)

【手数料】無料

※なお、申請書類は大阪府警のホームページからもダウンロードできる。
http://www.police.pref.osaka.jp/08setsuduki/dorokotsu/dorokotsu02.html

〈緊急時の許可申請〉

緊急(生命身体保護に係る事態)に緊急的に診療する場合を要し、申請書を提出するいとまがない場合、警察署長がやむを得ない理由がある

と認めるときは、電話で申請することができる。15センチ×15センチの紙片に、警察署から教えてもらった番号と警察署名を記載して、車両前面(運転席前のダッシュボード上)に掲示する。

許可を得ているにもかかわらず取り締まりを受けた時は、許可警察署へ申請する。

◆ ◆ ◆

駐車許可の対象については、当該駐車による他の交通への影響がなく、公共交通機関等での目的達成が困難な場合等に、許可を受けることができる。詳しくは、大阪府警察本部交通部駐車対策課まで。電話番号06-6943-1234

別記様式第1号の11 (第8条関係) 図1

駐車許可申請書

平成 28 年 1 月 4 日

警察署長 殿

住所 大阪市浪速区幸町1-2-33

申請者 氏名 保険医 太郎 (印)

電話 (06) 6568-7731

車両の種類	自家用普通乗用自動車
車両番号	なにわ123 あ45-67
主たる運転者	氏名 保険医 太郎 免許番号 123456789012
申請理由	歯科訪問診療
駐車場所	別記様式第2号通り(すべての患者)
駐車時間	平成 28 年 1 月 4 日 9 時 00 分から 平成 28 年 7 月 3 日 21 時 00 分まで
摘要	医療機関コード 12-3, 456, 7

取扱者

備考 1 申請者は、太枠内のみ記入すること。
2 申請者が法人であるときは、住所及び氏名の欄には、所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
3 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
4 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とする。

別記様式第2号 図2

駐車許可日時場所等指定書

車両番号(なにわ123 あ45-67)

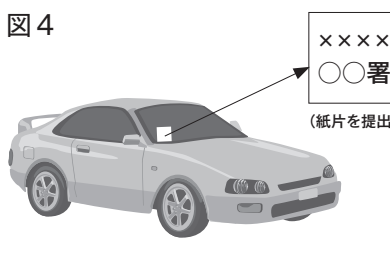
申請理由(歯科訪問診療)

期間(平成28年1月4日から平成28年7月3日まで)

番号	駐車日又は曜日	駐車時間	駐車場所	運転者	備考
	月~土	9時00分から21時00分まで	浪速区幸町1丁目2-33付近	保険医 太郎	
	月~土	9時00分から13時00分まで	浪速区●●町●丁目●●●●付近	保険医 太郎	

番号	駐車日又は曜日	駐車時間	駐車場所	運転者	備考
	月~土	9時00分から21時00分まで	中央区▲▲町▲丁目▲▲▲▲付近	保険医 太郎	
	月~土	13時00分から18時00分まで	中央区△△町△丁目△△△△付近	保険医 太郎	

番号	駐車日又は曜日	駐車時間	駐車場所	運転者	備考
	月~土	9時00分から20時00分まで	西区◆◆町◆丁目◆◆◆◆付近	保険医 太郎	
	月~土	9時00分から14時00分まで	西区◇◇町◇丁目◇◇◇◇付近	保険医 太郎	



97年から府警へ要請

大阪府歯科保険医協会は、高齢化が進み在宅医療・介護が増えようとする1997年から大阪府警察本部に対して、歯科訪問診療車両を「駐車禁止の規制等の対象から除く車両」(府道路交通規則第2条)に含めるよう要請してきた。

当時は、歯科医師個人に対して発行できるものはなかったが、府警本部と話し合いを続けた結果、携帯用の歯科診療器材を搭載する車両である場合、「署長の駐車許可」(府道路交通規則第8条)に照らし、「許可証」を発行してもらうこと、当時としては全国的にも画期的な成果を得ることに成功した。

しかし、「許可証」の発行手続きが煩雑なことや基準が厳しいことなどが、府警本部に対して引き続き訪問診療車両を「駐車禁止の規制等の対象から除く車両」に含めるよう要請してきた。

「署長の駐車許可」の簡素化と基準の緩和を求めてきた。2006年の道路交

通法改正にあたっても、柔軟な対応を求めて府警本部へ要請した。

同時に、小池晃参議院議員(共産)が、当時の総理大臣へ質問主意書を提出。その回答で、駐車禁止の除外対象となっていない訪問診療に対して「：地域の実情等を勘案し、適切な対応がされるよう都道府県警察を指導してまいりたい」との回答を引き出した。

府要件の緩和と緊急の際の駐車方法として、府警本部に改善を求めた。

府道路交通規則に改正を要請した。

2015年度も大阪府公安委員会(府警本部)へ、「歯科訪問診療を行う歯科医師個人に対し、駐車禁止除外指定車標準の発行が可能な大阪府」を要請した。

訪問診療が求められるなか、改めて歯科訪問診療車両に対する警察署長の「駐車許可」について説明させてもらった。訪問診療に行かれる先生方が治療に専念できるように、今後も要求していきたい。

訪問診療車両への「駐車禁止除外」の取り組み

組織部長・寺嶋洋幸

国会・府議会で改善求める

駐車監視員が駐車違反

府道路交通規則の改正求める

2015年度も大阪府公安委員会(府警本部)へ、「歯科訪問診療を行う歯科医師個人に対し、駐車禁止除外指定車標準の発行が可能な大阪府」を要請した。

訪問診療が求められるなか、改めて歯科訪問診療車両に対する警察署長の「駐車許可」について説明させてもらった。訪問診療に行かれる先生方が治療に専念できるように、今後も要求していきたい。

医院新聞

ぜひご利用ください

これがオススメ! 医院新聞

基本紙面は協会が責任編集

記事の差し替えで個性が光る

年間1800件超の患者さんの声



ご利用にあたって

- ◇ B5サイズ・4頁・オールカラー
- ◇ 偶数月25日発行 ◇ 100部14,100円から(お申し込み・お問い合わせ)

大阪府歯科保険医協会 ☎06-6568-7731

医院新聞ってナニ?



「医院新聞」は、歯科医院と患者さんを結ぶコミュニケーション紙です。歯に関する豊富な情報に加え、患者さんの疑問にお答えする「Q&A」、グルメやクイズといった文化・娯楽欄も充実した「患者さんに喜ばれる新聞」です。窓口で患者さんに手渡したり、リコールのお知らせに同封したりして、多くの医院で利用いただいています。